

実用新案法

(業)太陽国際特許事務所 法務・渉外室 中野浩和 著

(業)太陽国際特許事務所
(03) - 3357 - 6277
mail@taiyo-nk.co.jp

<http://www.taiyo-nk.co.jp/>

1 実用新案法の目的

この法律は、**物品の形状、構造又は組合せ**に係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする（実用新案法（以下省略）1条）。

参考：特許法の目的

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする（特許法（以下省略）1条）。

実用新案法では、「物品の形状・構造・組合せ」を保護の対象とし、方法（物を生産する方法含む）が保護の対象となっていないことが、大きな特徴である。

「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう（2条1項）。「高度なもの」は要求されていない。実用新案の保護対象は、「考案に係る物品」のみであり（2条2項）、物品の形状、構造、組合せを示すために、図面が必要であること、無審査なので早期に権利化が図れること、実用新案技術評価書（12条）を提示して警告した後でなければ、権利を行使することができないこと（29条の2）、保護期間が10年と短いこと、費用が安く済むことが、特徴としてあげられる。

2 実用新案登録出願の様式

特許とほぼ同様である。

出願書類、実用新案登録願、実用新案登録請求の範囲、明細書、図面、要約書

3 基礎的要件

「実用新案法は、考案の早期権利保護を図る観点から、実体審査を行わずに実用新案権の設定の登録をすることとしているが、設定登録を権利付与の要件とする方式主義を採用しているため、実用新案登録出願は、設定登録を受けるに足る一定の要件を満たす必要がある。この基礎的要件が課されていることにより、実用新案法の保護対象でない考案について実用新案権が設定されたり、実質的に出願書類の体をなしていない出願がそのまま登録されたりすること等の不都合を防止することができる。

基礎的要件に違反するもの

(1) 保護対象違反（第6条の2第1号、第14条の3第1号）

考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき

(2) 公序良俗違反（第6条の2第2号、第14条の3第2号、第4条）

考案が公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがあるとき

(3) 請求項の記載様式違反（第6条の2第3号、第14条の3第3号、第5条第6

項第 4 号)

実用新案法施行規則第 4 条で規定された実用新案登録請求の範囲の記載様式に違反するとき

(4) 単一性違反 (第 6 条の 2 第 3 号、第 14 条の 3 第 3 号、第 6 条)

二以上の考案について一の願書で実用新案登録出願をすることができないものであるとき

(5) 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の著しい記載不備 (第 6 条の 2 第 4 号、第 14 条の 3 第 4 号)

明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に必要な事項が記載されておらず、またその記載が著しく不明確であるとき」

(特許・実用新案審査基準より)

4 実用新案技術評価の請求 (12 条)

特許でいう出願審査の請求に該当する。

「(1) 評価書制度の基本的考え方

実体的要件の審査を行うことなく早期権利付与を行う実用新案制度においては、登録された権利が実体的要件を満たしているか否かについては、原則として当事者間における判断に委ねられることとなる。ただし、権利の有効性を巡る判断には、技術性・専門性が要求されるため、当事者間の判断が困難となり、不測の混乱があることも想定され得る。このため、実用新案登録に関する公的な評価書制度を導入し、特許庁が、当事者間で判断のつきにくい先行技術文献等との関係における新規性等の有無の判断のための客観的な判断材料を、請求により提供することとされている (実用新案法第 12 条、第 29 条の 2、第 29 条の 3 参照)。」

「評価の表示

新規性等の評価は各請求項ごとに示さなければならない (評価及び評価についての説明が共通する請求項について、まとめて記載することは問題ない)。評価の内容は、以下の 6 つのいずれかとする。

評価 1: この請求項に係る考案は、引用文献からみて、新規性がない (第 3 条第 1 項 3 号)。

評価 2: この請求項に係る考案は、引用文献からみて、進歩性がない (第 3 条第 2 項 (ただし、第 3 条第 1 項 3 号に掲げる考案に係るものに限る。))。

評価 3: この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願であって、その出願後に実用新案公報の発行又は特許公報の発行若しくは出願公開がされた出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明と同一である (第 3 条の 2)。

評価 4： この請求項に係る考案は、その出願の日前の出願に係る考案又は発明と同一である（第 7 条第 1 項、第 3 項）。

評価 5： この請求項に係る考案は、同日に出願された出願に係る考案又は発明と同一である。（第 7 条第 2 項、第 6 項）。

評価 6： 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。（特許・実用新案審査基準より）

5 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正

第十四条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。

一 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。

二 実用新案登録無効審判について、第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする事。

3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

6 権利行使

（実用新案技術評価書の提示）

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

7 実用新案制度の戦略的活用

出願の変更（10 条）（制限あり）

- ・ 実用新案 → 特許（特許法 46 条の 2）
- ・ 特許 → 実用新案（実用新案法 10 条）
- ・ 特許 → 意匠（意匠法 13 条）
- ・ 意匠 → 特許（特許法 46 条）
- ・ 意匠 → 実用新案（実用新案法 10 条）
- ・ 実用新案 → 意匠（意匠法 13 条）